令和元年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算(第1号)

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度琴浦町以西財産区特別会計予算」の名称を「令和元年度琴浦町以西財産区特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,029千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ64,176千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和 元 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入		705	9, 002	9, 707
	1. 財産運用収入	703	304	1, 007
	2. 財産売払収入	2	8, 698	8, 700
3. 繰越金		54, 412	27	54, 439
	1. 繰越金	54, 412	27	54, 439
歳	合 計	55, 147	9, 029	64, 176

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	
1. 財産区管理会費		1, 758	8, 872	10, 630	
	1. 管理会費	1, 758	8, 872	10, 630	
2. 予備費		53, 389	157	53, 546	
	1. 予備費	53, 389	157	53, 546	
歳 出	合 計	55, 147	9, 029	64, 176	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総 括

(歳 入) 以 財 (単位:千円)

			<u>ж</u> ж		
款	補正前の額	補正額	計		
1. 財産収入	705	9, 002	9, 707		
3. 繰越金	54, 412	27	54, 439		
歳 入 合 計	55, 147	9, 029	64, 176		

(歳 出)

財 (単位:千円) 以 補正額の財源内訳 特 款 補正前の額 補正額 計 定 財 源 一般財源 国県支出金 地 方 債 その他 1, 758 1. 財産区管理会費 8, 872 10, 630 8,850 22 157 2. 予備費 53, 389 157 53, 546 歳 出 合 計 55, 147 9, 029 64, 176 8,850 179

2. 歳 入

(款) 1. 財産収入 (項) 1. 財産運用収入

目	 補正前の額 補 正 額		計		節			≣台	明
H H	神正前の領	1996年 1997年	ĒΙ	Σ	≤ 分	金	額	百兀	191
1. 財産貸付収入	703	304	1, 007	1. 土	地貸付収入		304	帽子取第2処分場借地料	304
計	703	304	1, 007						

(款) 1. 財産収入 (項) 2. 財産売払収入

1. 不動産売払収入	2	8, 698	8, 700	2. 立木売払収入	8, 698	帽子取第2処分場立木補償費	8, 698
計	2	8, 698	8, 700				

(款) 3. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	54, 412	27	54, 439	1. 前年度繰越金	27	前年度繰越金	27
計	54, 412	27	54, 439				

以

財 (単位:千円)

3. 歳 出

(款) 1. 財産区管理会費 (項) 1. 管理会費

以 財 (単位:千円)

						補正	額の	財源内詞	7		節					
目	補正前の額	補正	額	計	特	定	財	源	一般財源			티크		説	明	
					国県支出金	地力	5 債	その他			区	分	金額			
1. 一般管理費	1, 758	8, 8	72	10, 630				8, 850	22	13	. 委託	料	4, 532	帽子取第2処分場立木伐採・	搬出委託料	4, 532
										19		金、補		帽子取地内道路災害復旧負	担金	10
											助及	び交付		帽子取第2処分場分収交付	金	4, 330
											金			松谷第1ため池分収交付金		
計	1, 758	8, 8	72	10, 630				8, 850	22							

(款) 2. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	53, 389	157	53, 546		157	157	
計	53, 389	157	53, 546		157		